

## 図書館に関する話題 第9回

# 戦前期少年犯罪基本文献集 明治・大正編

人文学部准教授 平野 潔

平成 23 年度文系図書整備予算によって、鮎川潤編『戦前期少年犯罪基本文献集』が購入されました。本文献集は、明治期から昭和戦前期の少年犯罪に関する重要文献・資料を集めたもので、大きく「明治・大正編」と「昭和編」に分けられています。今回購入されたのは、「明治・大正編」全 28 巻です（まだ図書館では購入はされていませんが、「昭和編」全 16 巻は今年 1 月に刊行されています）。ここでは、本文献集所収の資料が、少年司法・少年保護法制史の中でどのような時期のものなのかを説明した上で、その内容を簡単に紹介してみたいと思います。

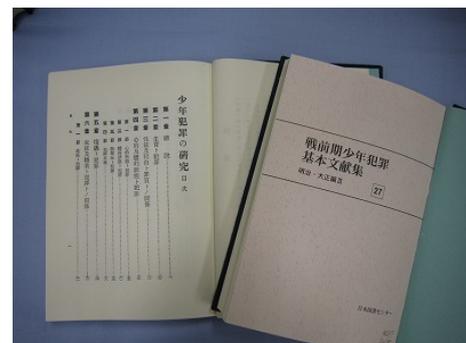
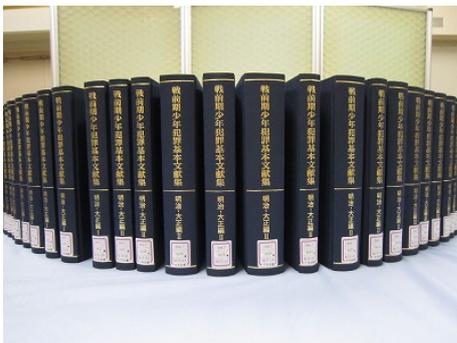
「少年法」という名称の法律ができる以前から、わが国では、少年犯罪者に対する保護・教育の試みがなされてきました。その嚆矢となっているのが感化院です。最初の感化院は民間人の手で明治 16 年に設立されました。その後、明治 33 年には感化法が施行され、感化教育が実施されていきます。わが国で初めての「少年法」が施行されたのは、大正 11 年です。この少年法は、現在の少年法が施行された戦後まで効力を有していた法律ですが、不良少年の健全育成を目的とするもので、「愛の法律」とも言われていました。この法律の下で、少年審判所が設置され、少年保護司による保護観察制度が定められています。

本文献集は、この感化教育の萌芽期から旧少年法が施行された直後までの資料を網羅しています。

内容という点で見ても、論文・講演集・統計資料などバラエティに富んでいて、しかもわが国における議論だけでなく、当時の世界各国の少年犯罪者に対する施策などにも言及されています。当時の少年受刑者の「生の声」が収められているのも興味深い点です。どのような状況の下で犯罪に至ったのかが、克明に記されています。

今年 2 月 18 日には、光市母子殺害事件の被告人に死刑判決が言渡され、また 4 月にも、亀岡市で無免許運転の 18 歳の少年が居眠りをして小学生の集団登校の列に突っ込んだ事件や、八王子市で中学 3 年の男子生徒がバスジャックをしようとして運転手をナイフで刺すという事件がありました。少年が重大事件を引き起こす度に、重罰化・厳罰化の声が高まっていきます。しかし、そのような議論をする前提として、これまでわが国において、少年犯罪者に対してどのような処遇が行われ、それがどのような効果をもたらしてきたのかを確認する必要があります。これまでの成功例・失敗例に学ばなければ、効果的な対策が取れないのです。今後の少年犯罪者に対する処遇を考える上でも、本文献集は重要なものです。法学に興味のある学生はもちろん、教育学、社会学、心理学、社会福祉学などに興味のある学生にも是非読んで欲しいと思います。

(ひらの きよし)



戦前期少年犯罪基本文献集 明治・大正編の一部